

地域みんなで子どもを育てるひまわりのまち

第3期北竜町

子ども

子育て計画



目 次

第1章 計画の概要	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画の期間	2
1-4 策定体制.....	2
第2章 北竜町の子ども・子育てに関する現状	3
2-1 人口の動向	3
2-2 将来人口の推計.....	5
2-3 子育て支援の状況(第2期事業計画の評価)	6
第3章 ニーズの把握	11
3-1 アンケート調査.....	11
3-2 検討委員会・シンポジウムの開催.....	22
第4章 北竜町における子ども・子育て支援の課題	24
第5章 計画の基本的な考え方	25
5-1 基本理念.....	25
5-2 基本目標	26
5-3 施策.....	27
第6章 事業計画	30
6-1 教育・保育提供区域の設定	30
6-2 教育・保育施設の量と見込みの確保	31
6-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保.....	36
第7章 計画の推進体制	44
7-1 計画の推進に向けた役割	44
7-2 計画の推進に向けた3つの連携.....	45
7-3 計画の点検・評価.....	46

第1章 計画の概要

1-1 計画策定の趣旨

わが国における子どもを取り巻く環境は、急速に進む少子化、核家族化、都市部を中心とする待機児童の増加など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始にあたり、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

また、令和元年10月からは、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化を実施、また、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みが進められています。

このような状況の下、北竜町では、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を作成し、子育て支援施策を実施しています。

今回、「第2期北竜町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画期間を迎えることになるため、「第3期子ども子育て支援事業計画」の策定を行います。

表 「子ども・子育て関連3法」の概要

子ども・子育て支援法	認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための処置を講ずる。
認定こども園法の一部改正法	幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監査等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けを付与する。
子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関連法律の改正を実施する。

1-2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画(教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画)」にあたる計画です。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、道の「子ども・子育て支援事業計画」や児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」など、町の各種関連計画との整合性を図っています。

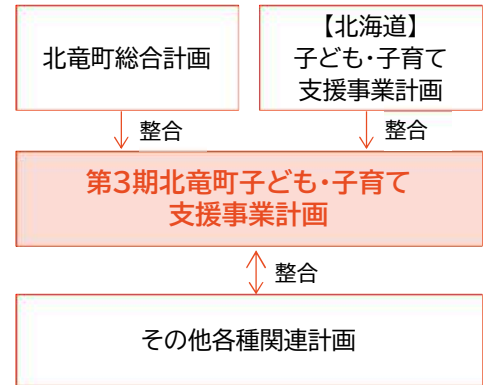


図 計画の位置付け

1-3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和 11 年度までの5年間とします。

ただし、国や道の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うものとなります。

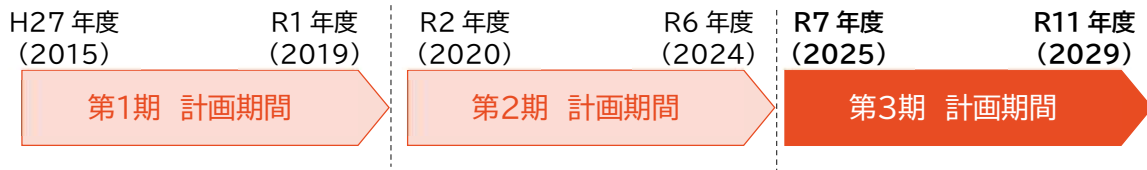


図 計画期間

1-4 策定体制

(1) 検討委員会による協議

子ども・子育て支援に関する幅広い協議を行うために、子ども・子育て支援事業に従事する者、教育関係者、子どもの保護者、関係行政機関の職員などから構成される検討委員会を開催し、計画内容の検討を行いました。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、町民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、就学前児童・就学児童の保護者を対象としたニーズ調査を実施しました。

(3) 国・道との連携

計画策定にあたっては、国や道の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定していきます。

第2章 北竜町の子ども・子育てに関する現状

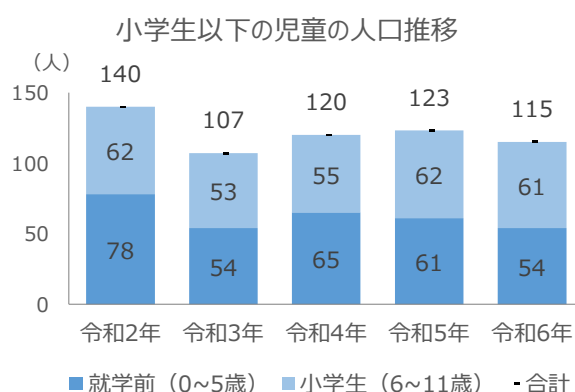
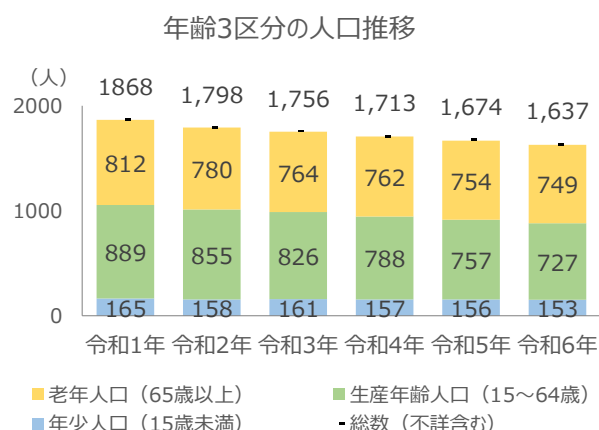
2-1 人口の動向

(1)人口の推移

本町の令和元年から令和6年までの人口推移をみると、1,868人から1,637人と減少傾向で推移しています。

年齢区分ごとの人口では、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口、全ての年齢区分で減少傾向にあります。

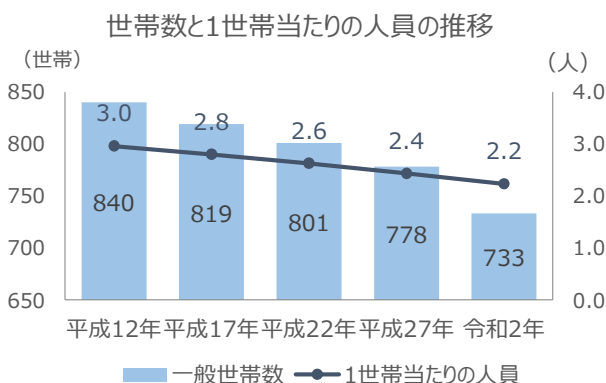
小学生以下の児童人口に関しては、就学前児童、小学生児童ともに減少しています。



(2)世帯数及び1世帯当たり人員の推移

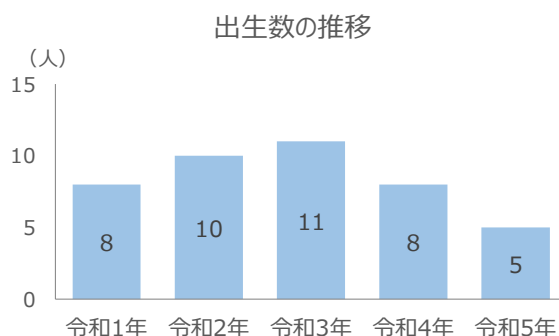
国勢調査による本町の世帯数は、平成12年から令和2年までの推移をみると、840世帯から733世帯と減少傾向で推移しています。

また、1世帯当たり的人员も、平成12年の3.0人から令和2年は2.2人と減少傾向にあり、核家族化の進行がみられます。



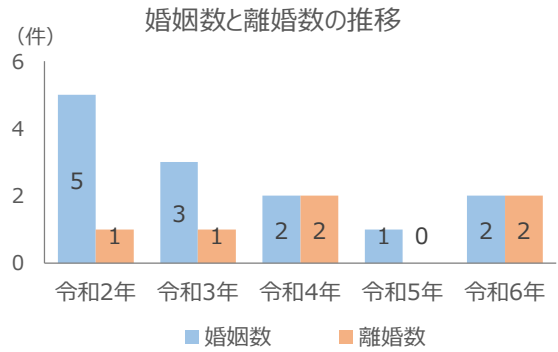
(3)出生数の推移

本町における出生数は、年度ごとにバラつきがみられるが、ここ5年の状況を見ると令和3年の11人が最も多く、令和5年の5人が最も少なくなっています。



(4) 婚姻数と離婚数

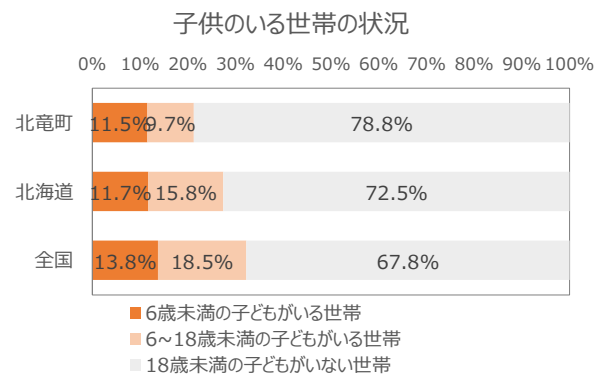
婚姻については、ここ5年の状況をみると、令和2年が5件と多く、ここ3年間は1、2件で推移しています。また、離婚については、令和4年、令和6年が2件となっています。



資料:北竜町資料(年間合計数)

(5) 子どものいる世帯の状況

子どものいる世帯の状況で、「6歳未満の子どもがいる世帯」、「6～18歳未満の子どもがいる世帯」とともに、全国水準及び北海道水準を下回っています。



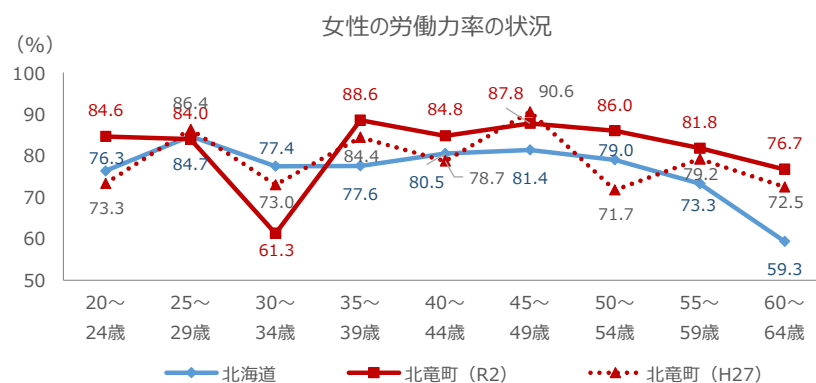
資料:総務省「令和2年国勢調査」

(6) 女性の就労の状況

本町における令和2年の女性の就労状況は、北海道と比較すると25～29歳及び30～34歳を除く年代で労働力率*が高くなっています。

また、平成27年と比較すると、20～24歳、35～39歳、40～44歳、50～54歳以上の年齢区分で労働力率が高くなっています。

*労働力率: 15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く。)に占める労働力人口の割合のことをいう。



資料:総務省「令和2年国勢調査」

2-2 将来人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所による推計では、長期的にみると令和12年で1,352人(うち15歳未満:132人)、令和22年で1,032人(うち15歳未満:91人)と人口減少が進むものと推計されています。

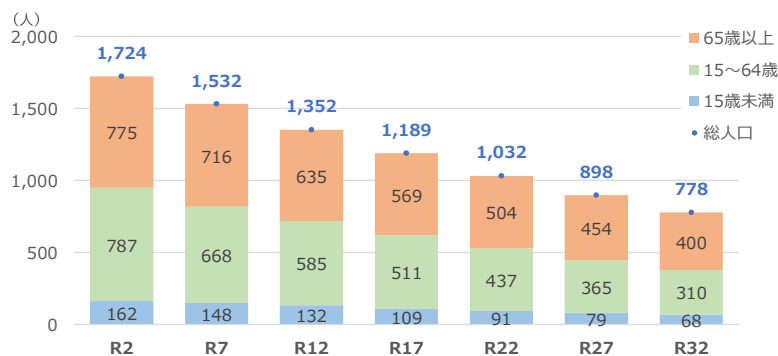


図 将来人口推計

資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

直近について、0歳から11歳(未就学児～小学生)までの子どもの人口についてコーホート法に基づき推計すると、計画期間となる令和11年には93人と推計されます。

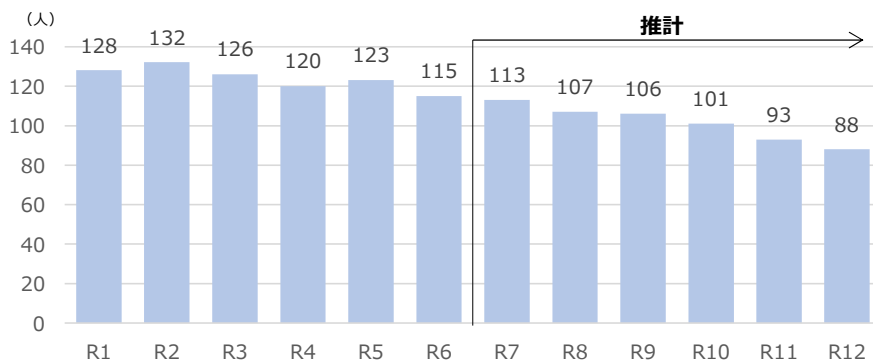


図 0～11歳の人口推計

資料:住民基本台帳、厚生労働省「令和2年市区町村別生命表」、総務省「平成30年～令和4年人口動態保健所・市区町村別統計」、総務省「令和5年人口動態統計」

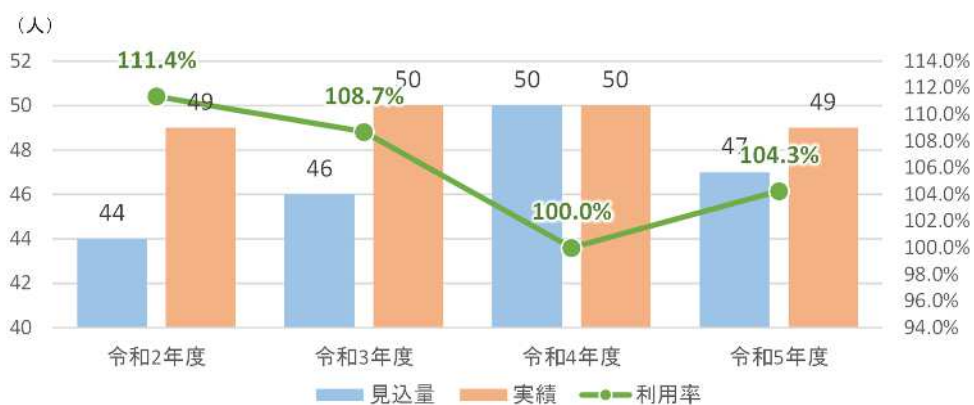
2-3 子育て支援の状況(第2期事業計画の評価)

(1)教育・保育

①へき地保育所

へき地保育所における第2期計画期間の全体の実績は約50人で推移しています。第2期計画全体の見込量との比較を行うと、令和4年度を除き、実績が見込量を上回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	44	46	50	47
2号認定(3~5歳)	33	35	38	35
3号認定(0歳)	4	4	4	4
3号認定(1・2歳)	7	7	8	8
実績	49	50	50	49
2号認定(3~5歳)	33	34	32	33
3号認定(0歳)	3	3	5	2
3号認定(1・2歳)	13	13	13	14
利用率	111.4%	108.7%	100.0%	104.3%

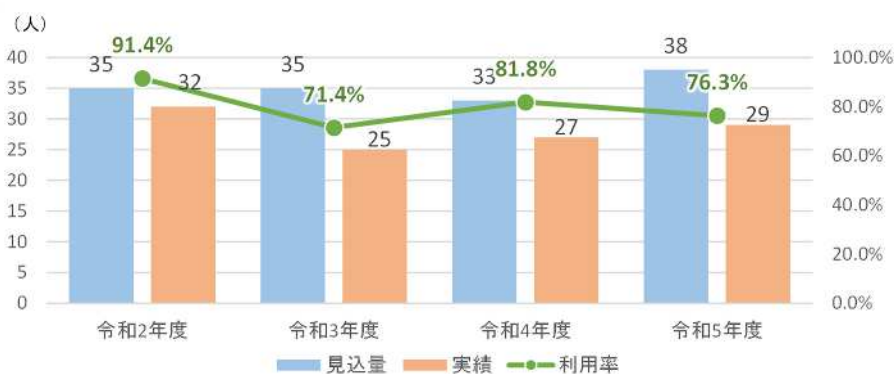


(2)地域子ども・子育て支援事業

①放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

放課後児童健全育成事業における第2期計画期間の全体の実績は、令和2年度の32人が最も多く、30人前後で推移しています。第2期計画全体の見込量との比較を行うと、全ての年度において、実績値が見込量を下回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	35	35	33	38
低学年(6～8歳)	34	35	33	38
高学年(9～11歳)	1	0	0	0
実績	32	25	27	29
低学年(1～3年)	31	25	27	29
高学年(4～6年)	1	0	0	0
1年生	11	5	11	13
2年生	10	11	5	11
3年生	10	9	11	5
4年生	1	0	0	0
5年生	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0
利用率	91.4%	71.4%	81.8%	76.3%



②延長保育事業

延長保育事業における第2期計画期間の実績は、令和2、3年度は21人でしたが、令和4、5年度では40人となっています。第2期計画全体の見込量との比較を行うと、全ての年度において、実績値が見込量を上回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	13	13	13	13
実績	21	21	40	40
利用率	161.5%	161.5%	307.7%	307.7%



③一時預かり事業

一時預かり事業における第2期計画期間の全体の実績は、年度ごとの増減はあるものの、令和4年度の2,085人が最も多くなっています。第2期計画全体の見込量との比較を行うと、全ての年度において実績値と見込量が同程度となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	1,901	1,980	2,085	1,980
幼稚園における在園児を対象とした(預かり保育)				
一時預かり(幼稚園型以外)	1,901	1,980	2,085	1,980
実績	1,901	1,980	2,085	1,980
幼稚園における在園児を対象とした(預かり保育)	0	0	0	0
一時預かり(幼稚園型以外)	1,901	1,980	2,085	1,980
利用率	100%	100%	100%	100%

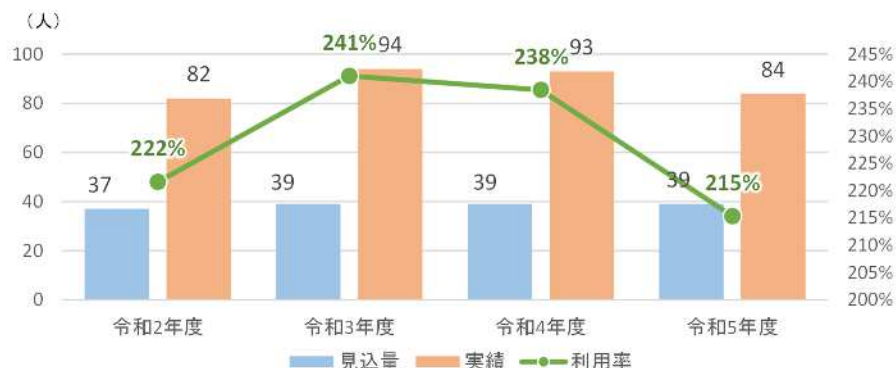


※注意:上記の実績は、家庭での保育が一時的に困難な児童の一時預かりだけでなく、農閑期に退園した園児の一時預かりも含まれている。

④地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業における第2期計画期間の実績は、82~94人と推移しています。第2期計画全体の見込量との比較を行うと、全ての年度において実績値が見込量を上回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	37	39	39	39
実績	82	94	93	84
利用率	221.6%	241.0%	238.5%	215.4%



⑤乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業における第2期計画期間の実績は、令和3年度に11人と多くなりましたが、令和4、5年度は対象者数が減少し、第2期計画全体の見込量との比較を行うと、令和3年度を除き実績値が見込量を下回っています。対象者には全数訪問できています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	10	10	10	10
実績	8	11	8	4
利用率	80.0%	110.0%	80.0%	40.0%



⑥養育支援訪問事業

養育支援訪問事業に関しては、当初利用者を見込んでいませんでしたが、令和4、5年度において利用者がありました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	0	0	0	0
実績	0	0	27	26
利用率	-	-	-	-

⑦妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業における第2期計画期間の実績は、令和3年度に109人と利用者が伸びましたが、妊婦の減少により、令和4年度が84人、令和5年度が38人と減少しています。第2期計画全体の見込量との比較を行うと、全ての年度において、実績値が見込量を下回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	140	140	140	140
実績	94	109	84	38
利用率	67.1%	77.9%	60.0%	27.1%



(3)第2期事業計画の総括

- 教育・保育の提供体制の確保では、令和 2 年度に、これまでの和保育所から北竜町立やわら保育園へと運営を変更し、園舎も新しくなりました。平成 24 年度より継続して基本保育料の全額減免を行い、子どもたちが元気よく通え、町民や保護者に信頼される保育園を目指して運営に取り組んできました。
- 地域子育て拠点である子育て支援センターも従来と同様に保育園園舎に併設し、就園前の親子が利用しやすい環境整備を行ってきました。
- 地域子ども・子育て支援では、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うために平成 30 年度に子育て世代包括支援センターを開設し、「乳児家庭全戸訪問事業」などによる子育て世帯の養育環境の把握に努め、必要な支援を提供するなど、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待等のリスクを発見・低減してきました。「養育支援訪問事業」は、当初予定していませんでしたが、支援が必要な家庭があったことから令和 4 年度から開始しています。
- その他にも、令和 3 年度には、新型コロナウイルス感染症の影響により、産科病院での母親学級が中止になっていたことから両親学級を開催するなど、子育て環境に応じた支援を新規事業や、従来事業を状況にあわせた拡大事業として実施してきました。

[主な新規・拡大事業]

- ・令和 2 年度:妊婦情報事前登録制度「安心サポート 119」開始
- ・令和 3 年度:両親学級開始
- ・令和 4 年度:不妊治療費助成拡大
養育訪問支援事業開始
出産・子育て応援交付金事業開始
乳幼児栄養強化事業対象者拡大
- ・令和 5 年度:子育てアプリ・子育て相談アプリの導入
はつらつクッキング(小学生対象の料理教室)の拡大
- ・令和 6 年度:子育て世帯訪問事業開始
5 歳児相談開始
妊婦初回産科受診費用助成開始
産後ケア事業拡大(宿泊型を追加)

- 教育・保育の質の向上では、「北竜町特別支援連携協議会専門部会」を開催し、保育園・子育て支援センター・小学校・中学校・住民課・教育委員会が一堂に会し、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、情報交換により連携強化に努めてきました。
- また、真竜小学校では、小学 1 年生のためのスタートカリキュラムブックを作成し、やわら保育園との交流を年間通じて行い、連携が強化されています。
- 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保では、令和 6 年度から育児休業中の保育園の入園を可能とし、安心して子育てできる環境整備に努めました。

第3章 ニーズの把握

3-1 アンケート調査

(1) 調査概要

① 調査の目的

本調査は、「第3期北竜町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、保護者の皆さんに子育てに関するアンケート調査を行い、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをうかがい、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料とするものです。

② 調査対象

- ・ 北竜町在住の高校生以下の子どもがいる世帯

③ 調査方法

- ・ 郵送による配布、郵送回収またはWeb回答

④ 調査期間

- ・ 令和6年9月10日～令和6年9月26日

⑤ 配布・回収状況

- ・ 配布数:99票
- ・ 回収数:46票(郵送回答 25票/Web回答 21票)
- ・ 回収率:46.5%

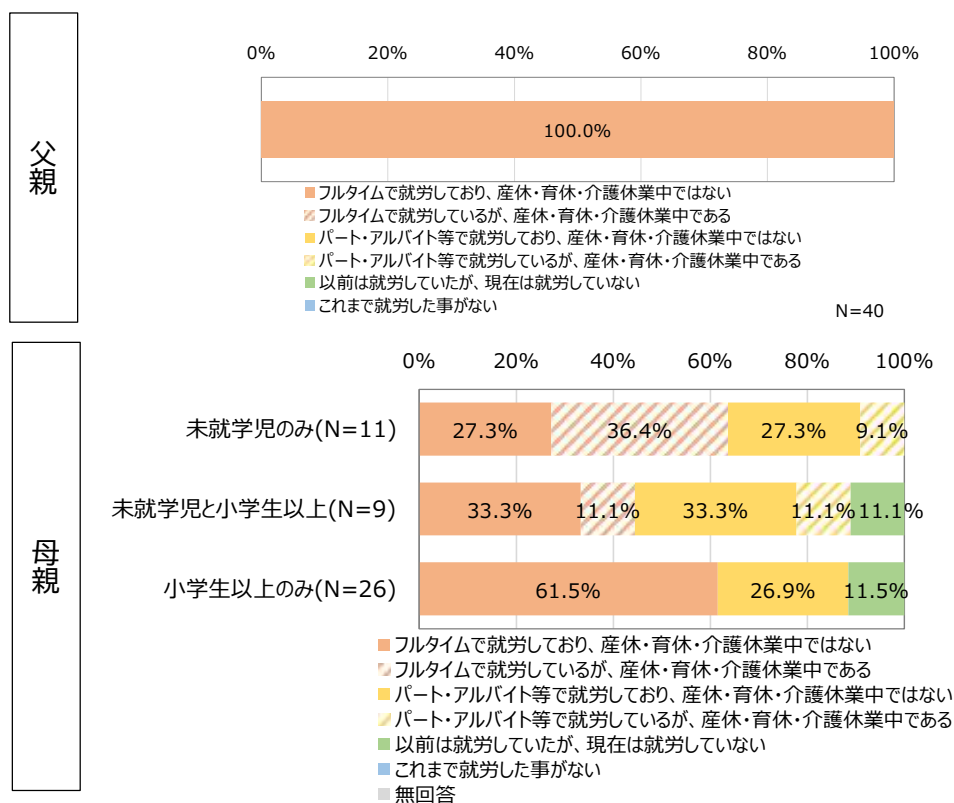
⑥ 集計にあたっての注意点

- ・ 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- ・ 図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- ・ 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。
- ・ 図中の”N=”は、各設問の対象者数を表しています。

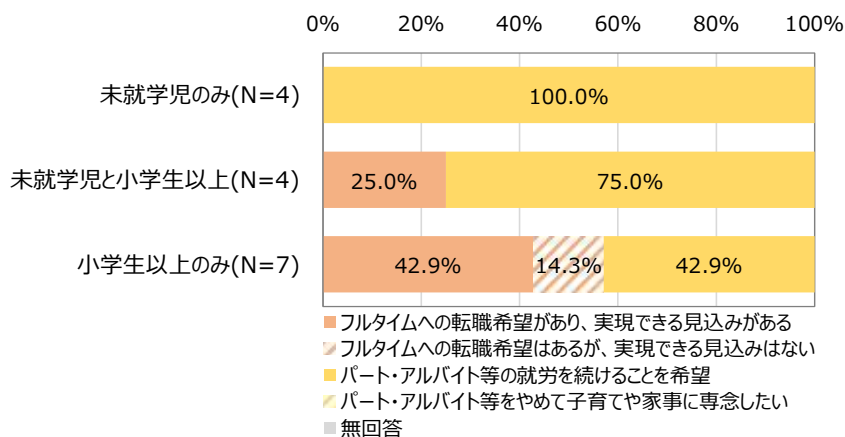
(2) アンケート調査結果

① 保護者の就労状況

父親の就労状況を見ると、100%フルタイムで就労している。一方、母親の就労状況を見ると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合(休業中も含む)は、未就学児のみの保護者で 100.0%、未就学児と小学生以上の子どもの保護者で 77.7%、小学生以上の子どものみの保護者では 88.4%となっています。

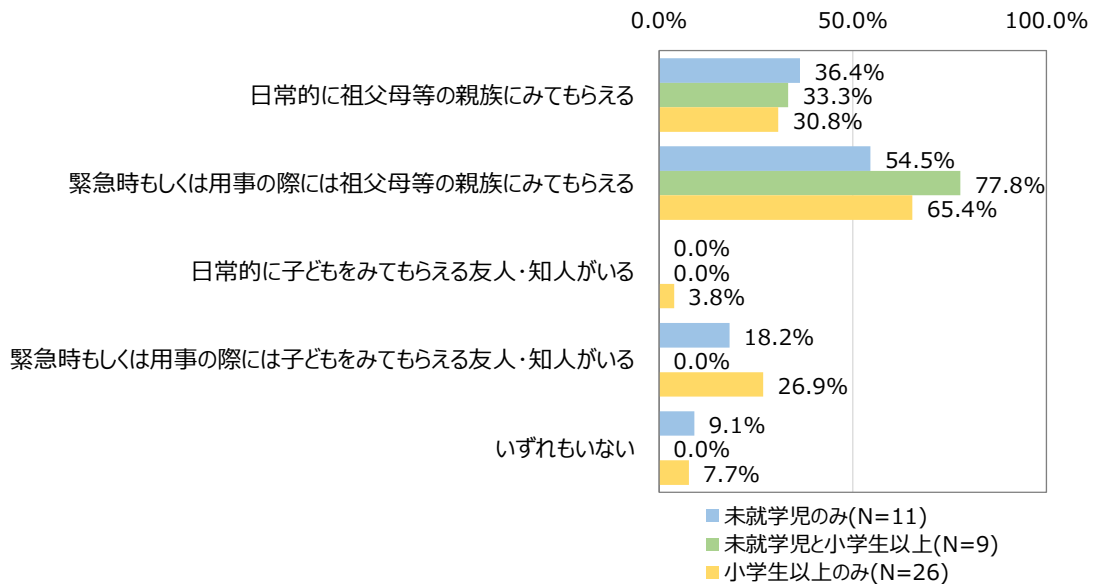


就労していない母親のフルタイムへの転職希望をみると、未就学児と小学生以上の子どもの保護者では 25.0%、小学生以上の子どものみの保護者では 57.1%となっています。一方で、未就学児のみの保護者はフルタイムへの転職希望はなく、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が 100.0%となっています。

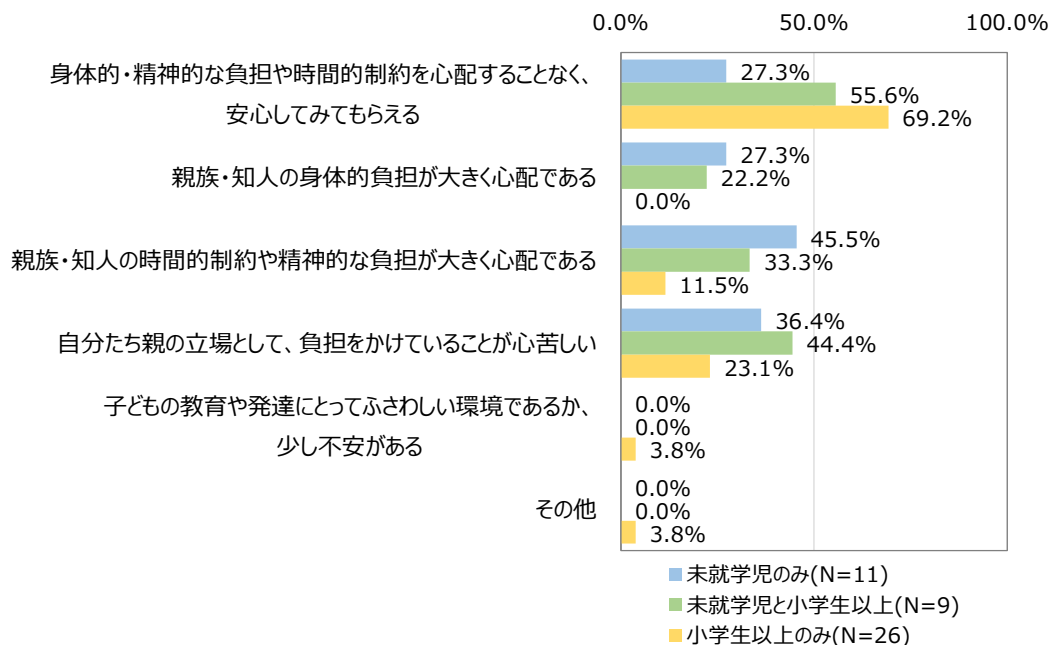


②子育てに関する周囲の協力者の状況

子育てに関する周囲の協力者の状況をみると、日常的及び緊急時等に親族・知人等の協力が得られない、孤立した子育て環境にいる保護者は未就学児のみの保護者で 9.1%、未就学児と小学生以上の子どもみの保護者で 7.7%となっています。

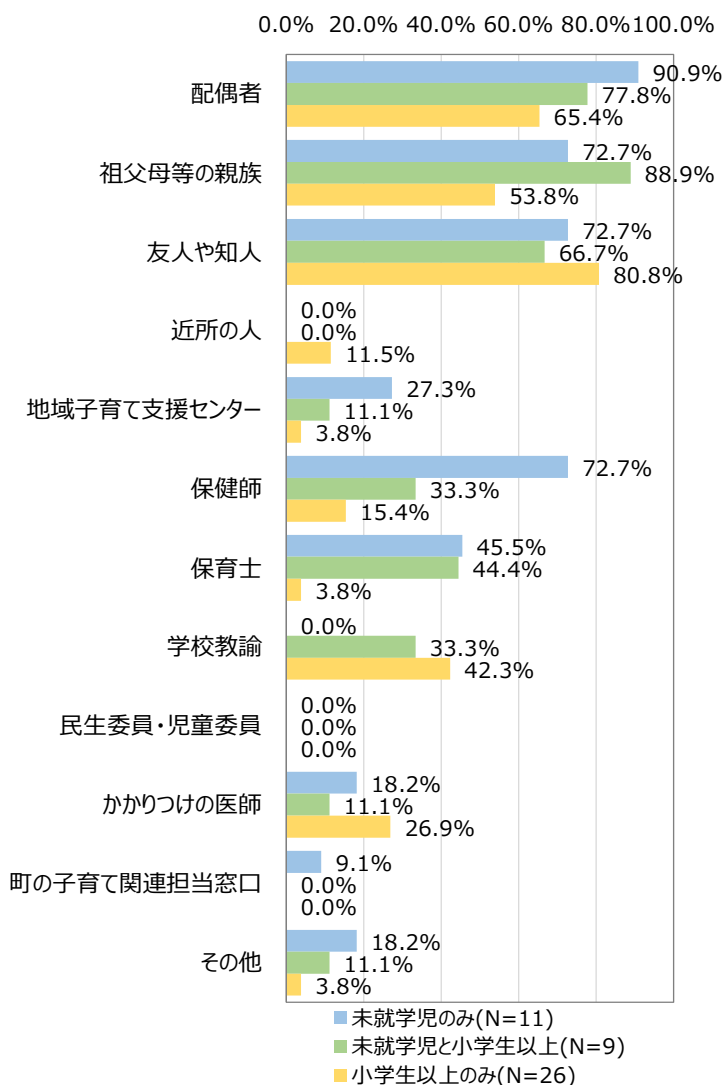


親族や知人に子どもをみてもらっている状況について、未就学児のみの保護者で 45.5%、小学生以上の子どもみの保護者で 33.3%、小学生以上の子どもみの保護者の 11.5%が、「親族・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」と回答しており、未就学児のみの保護者の割合が高くなっています。



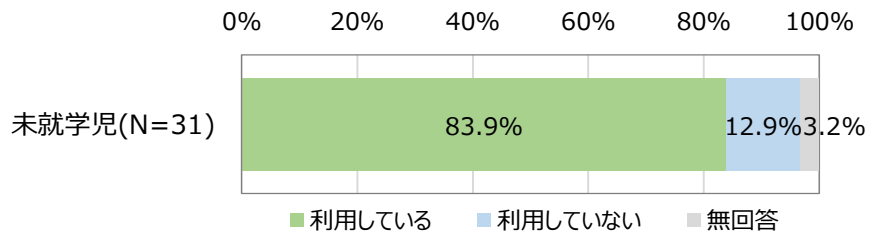
③子育て(教育を含む)をする上で気軽に相談できる人・場所

子育て(教育を含む)をする上で気軽に相談できる人や場所については、未就学児のみの保護者で「配偶者」は 90.9%、未就学児と小学生の子どものいる保護者は「祖父母等の親族」の 88.9%が最も多くなっています。一方で、小学生以上の子どものみの保護者は配偶者や親族よりも「友人や知人」が 80.8%と最も多い回答となっています。



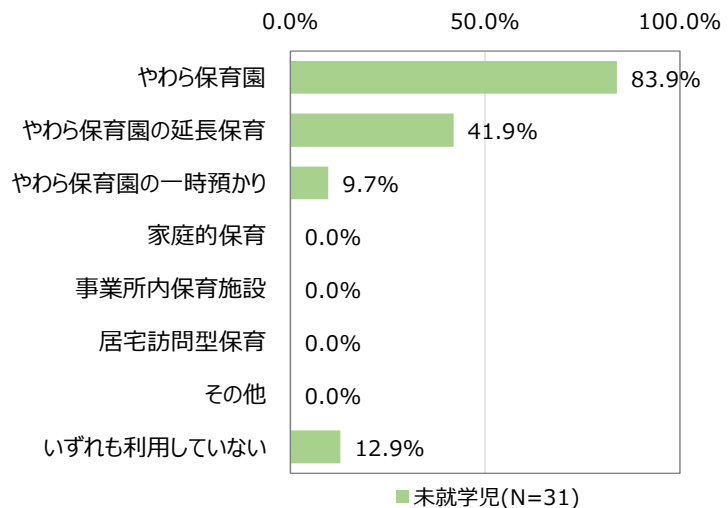
④平日の定期的な教育・保育事業の利用状況(未就学児のみ)

幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」の現在の利用状況は 83.9%となっています。

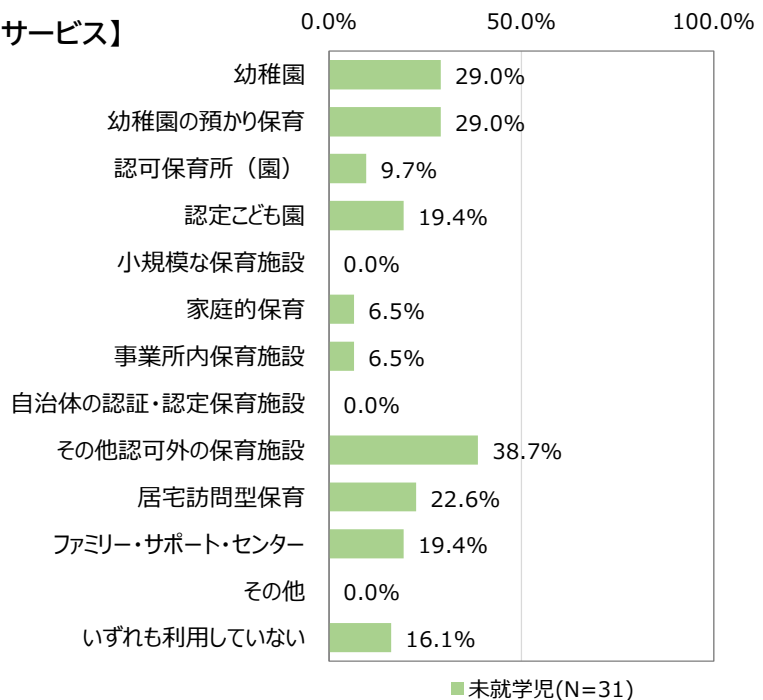


平日の定期的な教育・保育事業の利用内容は、「やわら保育園」が 83.9%と最も多くなっています。今後希望する定期的な教育・保育事業は、「その他認可外の保育施設」38.7%、「幼稚園」29.0%、「幼稚園の預かり保育園」29.0%で、利用実態と異なっていることがわかります。

【現在の利用内容】

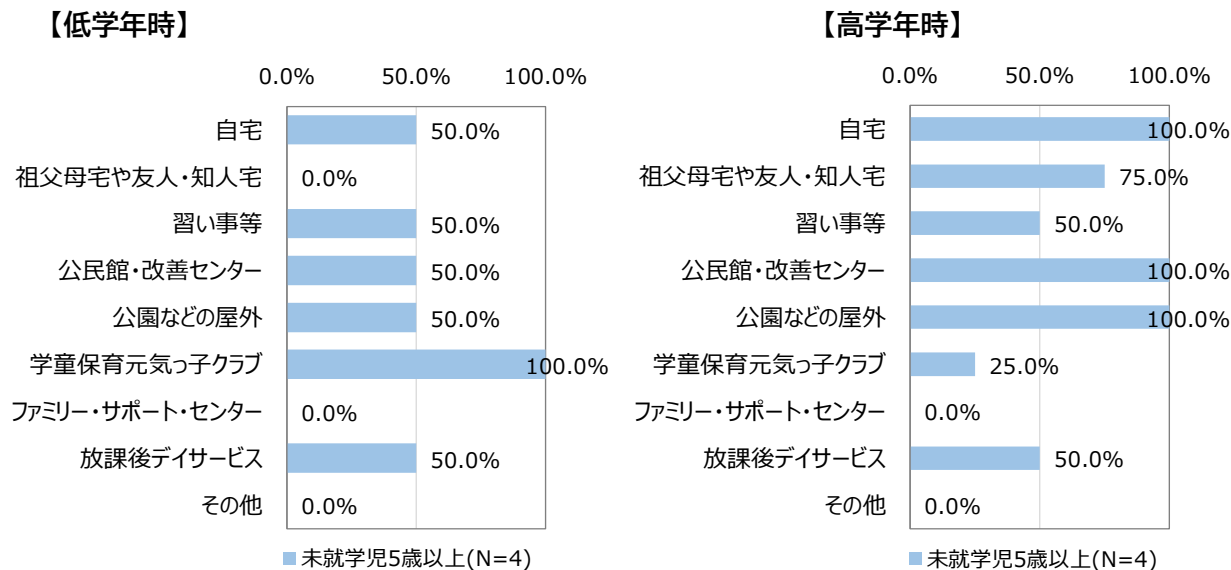


【定期的に利用したいサービス】



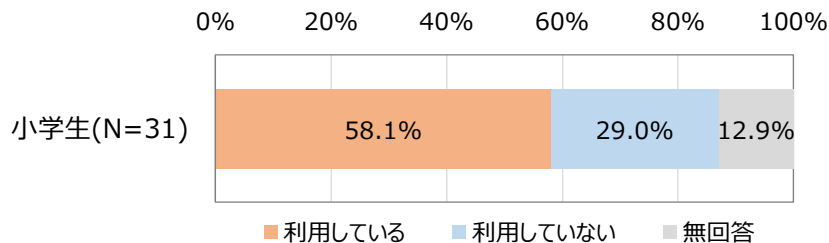
⑤放課後児童クラブ

5歳以上の就学前児童の放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブ」に関する利用希望をみると、低学年時 100.0%、高学年時 25.0%となっています。

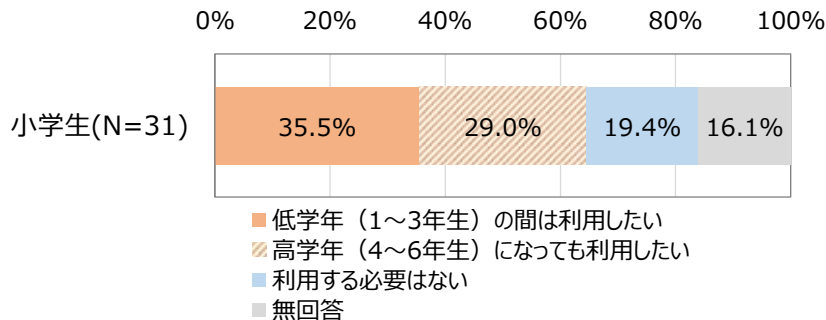


小学生児童の「放課後児童クラブ」に関する平日の利用状況をみると 58.1%となっており、平日の利用意向は、「低学年での利用」「高学年までの利用」あわせて 64.5%となって、需要の高さがうかがえます。

【利用状況(月～金)】

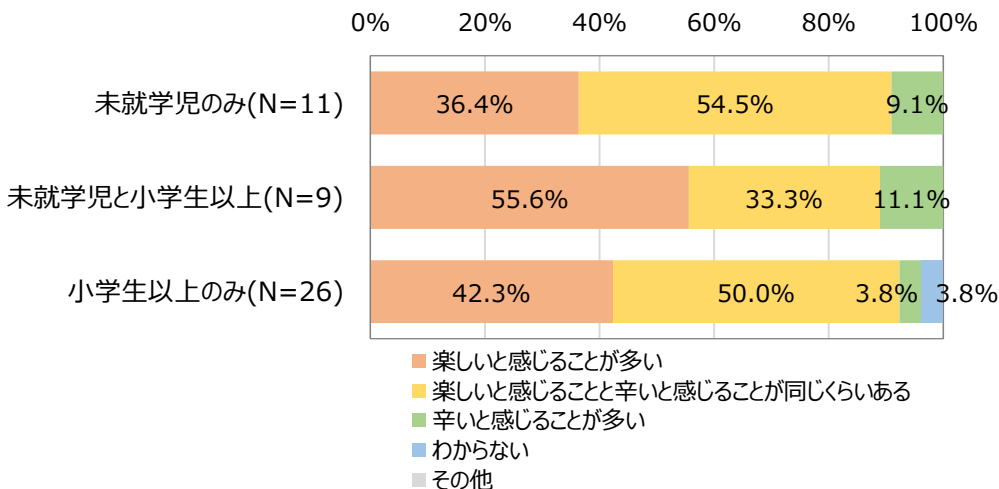


【利用意向(平日)】

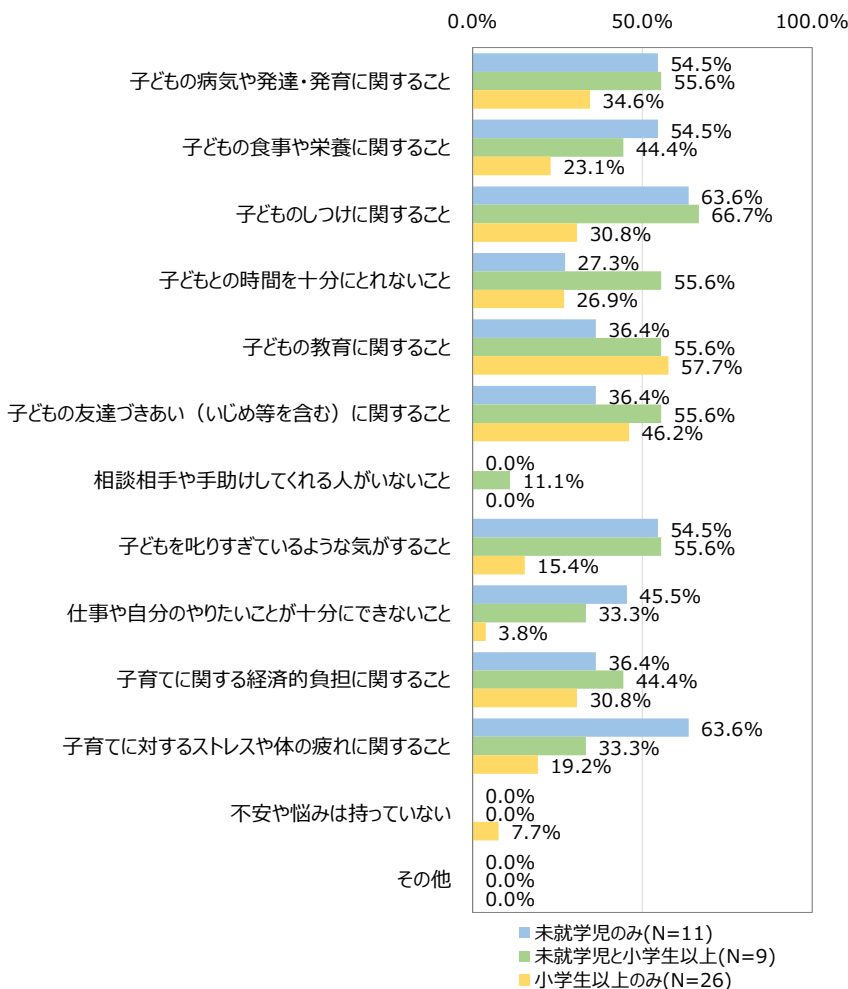


⑥子育てに関する不安や悩み

子育てを楽しんでいる人は、未就学児のみの保護者で 36.4%、未就学児と小学生以上の子どもがいる保護者で 55.6%、小学生以上の子どもだけの保護者で 42.3%となっています。

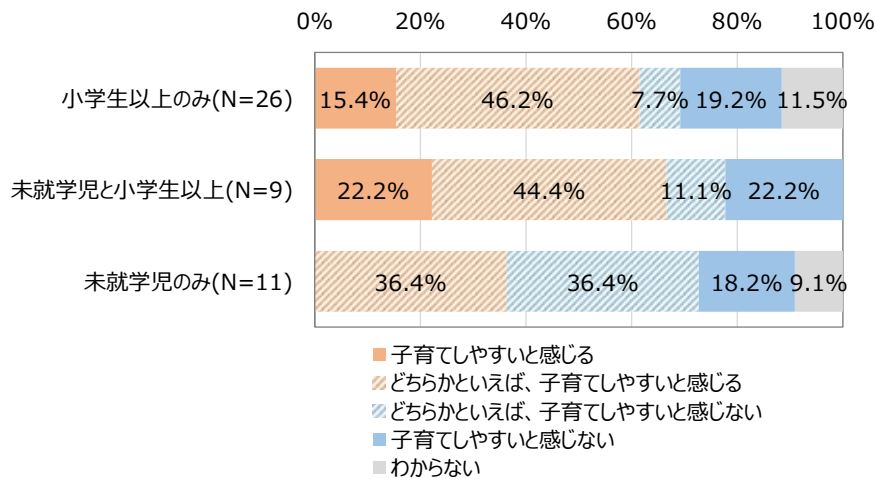


子育てをする上での不安や悩みでは、未就学児のみの保護者で「子どものしつけに関すること」、「子育てに対するストレスや体の疲れに関すること」がともに 63.6%と最も多い。未就学児と小学生以上の子どもがいる保護者は「子どものしつけに関すること」が 66.7%と最も多く、小学生以上の子どもだけの保護者は「子どもの教育に関すること」が 57.7%、「子どもの友達づきあい(いじめ等を含む)に関すること」46.2%などが多くなっています。

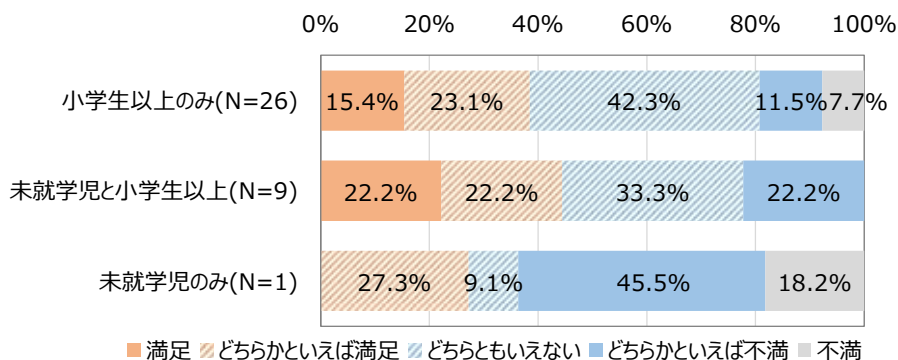


⑦北竜町での子育てについて

「子育てしやすいと感じる」「どちらかといえば、子育てしやすいと感じる」の割合の合計は、未就学児と小学生以上の保護者が66.6%、小学生以上のみの保護者が61.6%となっています。一方、未就学児のみの保護者は36.4%に留まっており、「どちらかといえば、子育てしやすいと感じない」「子育てしやすいと感じない」の割合の合計が54.6%と過半数を超えており、子育てしにくいと感じる保護者の方が多くなっています。



北竜町における子育ての環境や支援への満足度について、未就学児のみの保護者は「満足」、「どちらかといえば満足」の割合の合計が27.3%、未就学児と小学生以上は44.4%、小学生以上のみは38.5%となっており、未就学児のみの保護者の満足度が低くなっています。

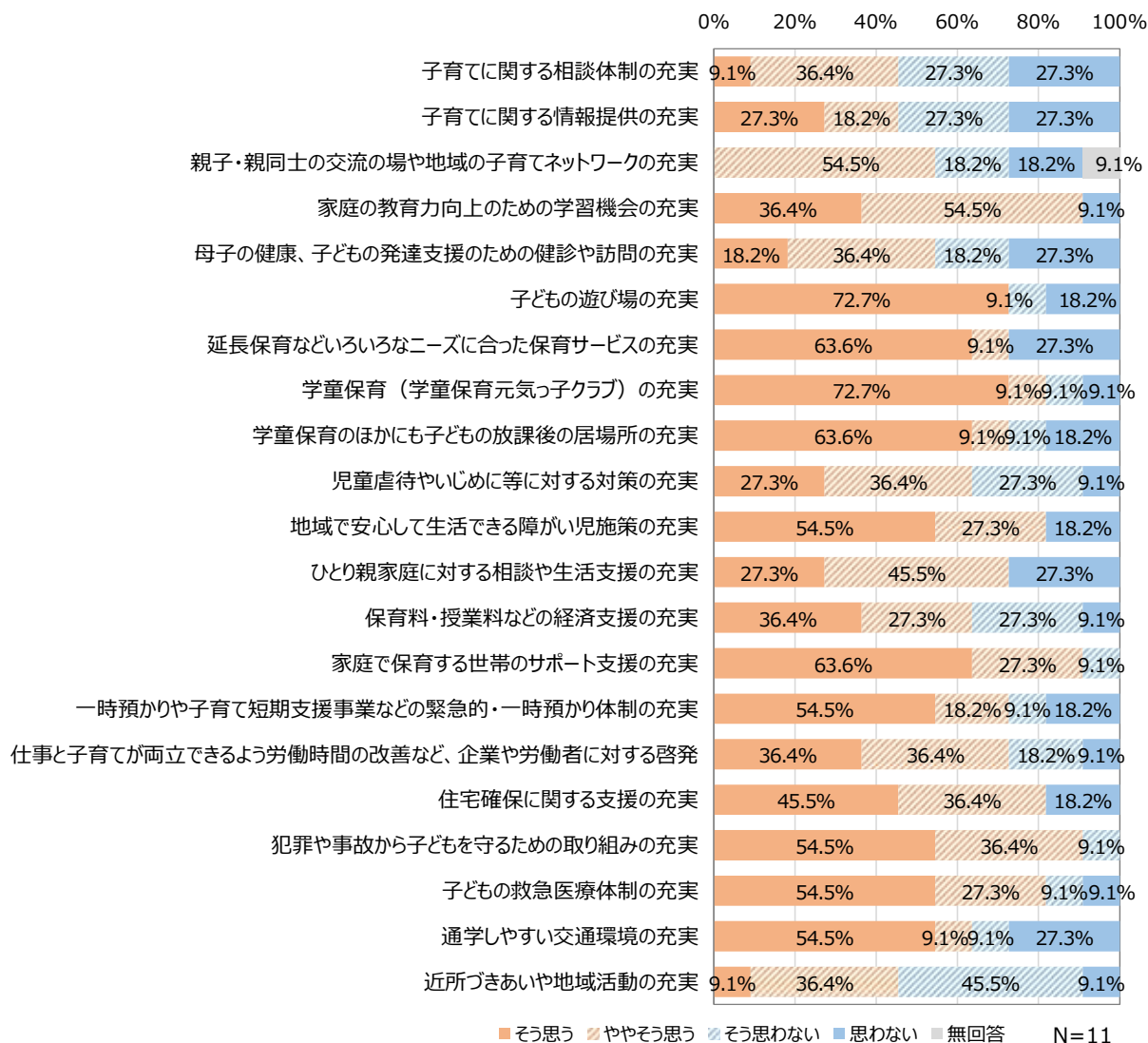


⑧子育て支援策について

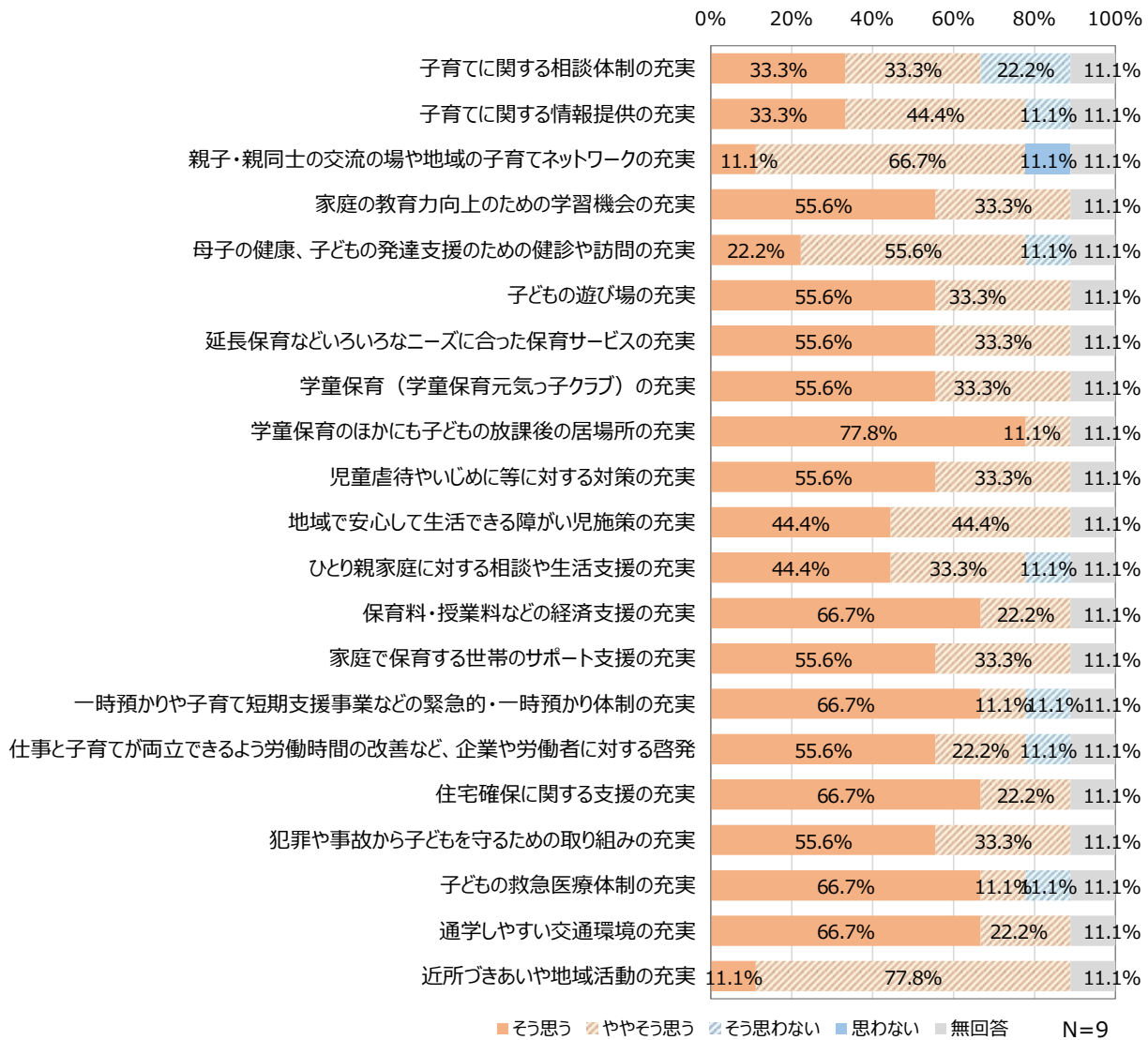
充実してほしい子育て支援策について、未就学児のみの保護者では「子どもの遊び場の充実」、「学童保育(学童保育元気っ子クラブ)の充実」、が、いずれも 72.7%となっています。

未就学児と小学生の子どものいる保護者で「学童保育のほかにも子どもの放課後の居場所の充実」77.8%、小学生以上の子どものみの保護者は「通学しやすい交通環境の充実」が 69.2%と多くなっています。

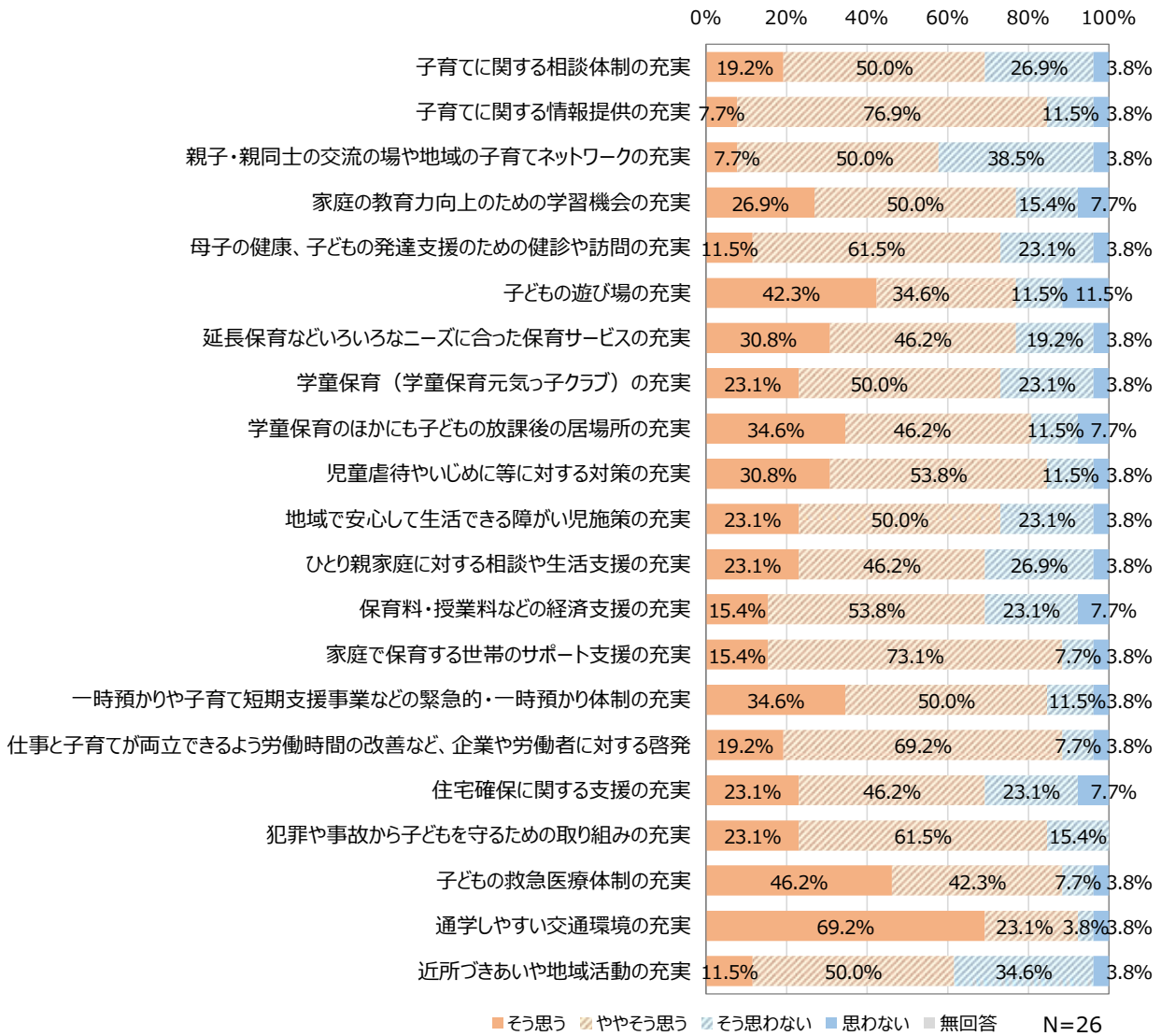
【未就学児のみの保護者】



【未就学児と小学生以上の子どもがいる世帯】



【小学生以上の子どものみの世帯】



3-2 検討委員会・シンポジウムの開催

(1)検討委員会

①開催概要

第1回 令和6年11月26日(火)	第2回 令和6年12月20日(金)	第3回 令和7年1月28日(火)
【情報提供】 ①計画の概要 ②本町子ども・子育てに関する現状 ③アンケート調査結果 【意見交換テーマ】 ・北竜町の子育て支援の課題とあり方について ・北竜町でどんな子育てがしたいか、支援してほしいことは何か	【情報提供】 ①第1回委員会の概要 ②事例の紹介 ③事業計画(案) 【意見交換テーマ】 ・事業計画(案)に示す、計画の「基本理念(案)」及び「基本目標(案)」について ・町が実施する支援事業のうち、今後力をいれてほしい事業について	【情報提供】 ①第2回委員会の概要 ②シンポジウムの概要 ③事業計画(案) 【意見交換テーマ】 ・事業計画(案)のとりまとめについて
		

②北竜町における子育ての現状・課題に関する主なご意見

【支援の取組について】

- ・子育てと仕事の両立について、町としてどのようなサポートができるかが大事な視点。
- ・子育て支援に関するわかりやすいパンフレットを作って配布する必要がある。
- ・これまでの計画、実施してきた事業について、どうだったのか聞きたい。

【相談窓口について】

- ・相談ごとがあった場合、町役場、社会福祉協議会、保育園、どこに意見を言ったらよいかわからない。窓口を一本化してほしい。

【支援センター／親同士の交流について】

- ・共働き世帯が多く、1歳で仕事に復帰する家庭が多い。このため、支援センターに子どもと集まって、保護者を交えたおしゃべりする件数が少ない。支援センター以外にも、季節を通じて、母親がおしゃべりできるような場所があると良い。
- ・保護者が子育てに関する交流を出来る場が必要。
- ・支援センターを利用する際の条件や要件があれば、分かりやすく示してほしい。

【保育園について】

- ・保育園が有料だった時は、母親が働いているかどうかに関わらず預けられたが、無償化になると母親も働いていないと預けられず、使いにくくなった面もある。
- ・保育園の先生が不足しており、町として確保していくべき

き状況。

- ・「まちこみメール」のような情報発信・連絡手段の方法や、何かトラブルが起きた際のフローチャートを示してほしい。

【学童保育について】

- ・学童は1～3年生が対象で、4年生以降になると、家に帰ってゲームやインターネットをして過ごしている子どもが多いのではないかと。新しい学校では町内の大人や子ども達が過ごせるような図書館づくりに期待している。
- ・学童保育の支援員・スタッフが不足している。

【保育園・小学校・中学校の連携について】

- ・保育園・小学校・中学校の参観日の公開による交流してはどうか。保・小・中のつながりを強め、子ども達が新しい環境に慣れるようにしてはどうか。

【新しい義務教育学校等複合施設について】

- ・関係者全体が一つの学校をつくるという意識で進めていく必要がある。
- ・新しい施設への不安も大きく、情報発信方法をしっかりと行う必要がある。
- ・親や子どもがネットモラルを学ぶ場が必要。

【子どもの遊び場・放課後活動の場について】

- ・近隣の自治体にあるような室内遊戯場を作ってほしいという意見が多い。
- ・町内に子どもの居場所が少ない。地域住民が主体的、積

極的に目的をもって関われる場所というのがあると活性化と思う。町外の人にも注目される取組があると良い。

- ・習い事や塾などの送迎が難しいため、歩ける範囲に、例えば曜日を決めて講師を呼んで、運動、習字、ピアノなどの習い事や文化活動、自然体験、音楽などの放課後の社会教育ができるようにしてほしい。

【子どもと大人の関わり／地域の人材の活用について】

- ・ラジオ体操に参加している方の表情を見て、学校と高齢者との連携が必要だと感じる。強制参加ではなく、来て来て来ている様子が目に見えて分かり、この姿が北竜町の良さが出ていると思う。

の良さが出ていると思う。

- ・人材バンクのように、大人も子どもも含めて地域の住民の特技を生かしていけると良い。取組を広く周知してほしい。

【通学手段／移動手段】

- ・高校生の通学バスについて、時間が合うのかどうか検証し、その対応策を教えてください。
- ・町外の療育施設を利用する場合に送迎タクシーなどがあると良い。

【住宅整備について】

- ・子育て世帯向けの町営住宅を整備してほしい。

(2)シンポジウム

①開催概要

日時:令和6年12月20日(火)18:00~19:30

場所:北竜町公民館 大ホール

当日のプログラム

18:00~18:10

北竜町の子育てに関する取組の紹介

18:10~18:55

川田先生によるご講演

19:00~19:30

北竜町の子育てしやすい・子育てが楽しいと感じられるまちづくりに向けた意見交換会



②北竜町における子育ての現状・課題に関する主なご意見

- 同じ年代の子同士と遊べる機会は、保育所じゃないと少ない。
- 子育てに関する情報が少ないという事が問題と感じた。
- 子どもが安心して、親が付き添わなくても子どもだけで、外や室内でも遊べる環境が必要。学童保育だけでなく、子どもが放課後に活動できる習い事など教育的な場所が増えて欲しい。
- 北竜だからできる保育として、小・保連携教育に特色ある町にしたい。
- 子どもに関する「父の会」を開催してほしい。
- 2歳児のお母さんが立ち話をする相手がないことに驚き。話し相手になってあげたい。
- 自己肯定感をあげるために、子どもたちと遊んであげることが必要。
- 居場所づくりは、子どもを授かる前から活動することがとても大切。
- ふらっと集まれる所、改まる必要のない子育てや生活支援の場が必要。
- 多世代交流の場を作る動きはよく耳にするが、子ども・若者の拠り所(たまり場)を作る必要がある。
- 母親の孤独感を生まないために、家庭以外の関係機関が動いて町が一体感をもって取り組んで欲しい。(図書館に町民ギャラリーを作って、子ども作品展や写真展から高齢者までの多世代交流)
- 子どもの意見を聞く場があると良い。
- 子どものつばやきを町づくりに活かすことが大切だと思う。

第4章 北竜町における子ども・子育て支援の課題

第2章の北竜町の子ども・子育てに関する現状および第3章のニーズ調査を踏まえ、北竜町における子ども・子育て支援として以下のような課題が考えられます。

子ども・子育て人口の減少

北竜町内の人口は年々減少傾向にあり、小学生以下の児童人口は就学前児童と小学生ともに減少している状況です。将来の人口推計の結果、北竜町の0～11歳までの子どもの人口は令和11年には93人となることが推計されています(令和6年は115人)。さらに、出生数は令和5年で5人、婚姻数は令和6年で2件となっていることから、今後も人口減少は続くことが予想されます。

また、ニーズ調査の結果、未就学児のみをもつ保護者のうち、子育てしにくいと感じる方が過半数を超えており、子育ての環境や支援への満足度も低い状況にあります。さらに中学生や高校生以上となると通学しやすい交通環境の求める声が多く、子ども達や保護者への移動・送迎等の負担がかかっている状況です。

一方で、保育園職員が不足している状況が続いており、職員の確保と人材育成が課題となっています。

このような中、限りある財源の中で、いかに子育て世帯が求める支援を行えるかという視点が重要になります。

共働き世帯の増加への対応

北竜町内の母親の就労状況は、平成27年と比較し、20～24歳や35～39歳等の年齢区分で高くなっている状況です。延長保育事業の利用状況は、第2期計画の見込み量より実績値が大きく上回っている状況です。ニーズ調査の結果では、未就学児を育てる保護者から、学童保育の充実を求められていました。

また、子どもに関する相談があった場合の窓口の一本化、わかりやすい子育て情報の発信が求められています。

今後ますます、共働き世帯の増加や働き方の多様化が進む中、保護者が仕事と子育てを両立しやすいような柔軟な支援や対応が必要となります。

子どもの遊び場や居場所の確保

ニーズ調査の結果、充実してほしい子育て支援策として、未就学児のみの保護者からは「子どもの遊び場の充実」、未就学児と小学生の子どもがいる保護者からは「学童保育のほかにも子どもの放課後の居場所の充実」を強く求められていました。

地域の子どもの数が減少していく中、幅広い年齢が自然と交流できるような、子どもの遊び場や居場所についても考えていく必要があります。

子育て世帯と地域住民との交流が希薄

北竜町の核家族化の進行、子どもの減少などにより、子育て世帯と地域住民と交流する機会が減ってきています。ニーズ調査の結果では、子育てを気軽に相談できる人について、近所の人はいずれの子育て世帯において0人となっていました。一方、充実してほしい子育て支援策として「近所づきあいや地域活動の充実」をいずれの子育て世帯において充実してほしいと求める声が5～8割となっています。

町内の人口減少及び核家族化進行を踏まえ、地域で子どもや子育て家庭の状況を理解し、関心を深め、地域全体で子育てを進めていくことが重要になります。

第5章 計画の基本的な考え方

5-1 基本理念

第4章の北竜町における子ども・子育て支援の課題の解決に向け、子どもの幸せを第一に考え、家庭と地域、職場など社会全体が一体となって、子育てを行っていく北竜町を目指し、以下に本計画の基本理念(案)を示します。



基本理念に込めた思い

「あかるい子育て」

平成31年3月に策定された北竜町総合計画のテーマ「あかるい農法 ひまわりの北竜町」の「あかるい」を引用し、ひまわりのように明るいまち、地域住民同士が気軽に交流できるまち、未来に明るい子育てがおこなえるまちという意味を込めています。

「地域がひとつになって育む」

北竜町のような規模のまちでは特に、子どもいる世帯と地域住民が助け合いながら子育てしていくことが重要です。お互いの顔が見えるような関係を構築できた上で、地域が一体となって北竜町の子ども達を育ていきたいという想いを込めています。

5-2 基本目標

近年の人口急減と超高齢化社会において、子ども・子育ては日本の将来を左右する大きなテーマとなっております。社会全体で子育てを応援するためには、仕事と子育ての両立、ライフステージに応じた切れ目のない支援、子どもに関する専門的な知識・技術に関する北海道との連携などの取組を充実させる必要があります。また、第4章で整理した北竜町における子ども・子育て支援の課題解決に向けた取組の推進も重要です。

こうした取組を推進するにあたり、本計画の基本理念(案)に基づき、以下の3つの基本目標(案)を設定します。

基本理念

地域がひとつとなって育む
あかるい子育て・北竜町

基本目標

基本目標1:子どものたくましく・健やかな成長に向けた支援づくり

- ・子育て支援は、多くは子ども自身が受けることから、子どもの幸せを願い、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する必要があります。
- ・支援の量と質の確保に加え、家庭ごとの特性や多様なニーズに対応できるような柔軟な取り組みや、社会的養護が必要な子どもや家庭への支援も行うことで、町内に住むすべての子どもが、たくましく健やかに育てる支援づくりを目指します。

基本目標2:仕事と家庭との両立や子どもの居場所等の環境づくり

- ・仕事と家庭の両立や男性の積極的な育児参加には、企業を含めた地域社会の理解が必要となり、親だけではなく地域社会全体で協力して進めていくという認識が必要になります。
- ・働き方の多様化が進む中で保護者が仕事と生活の調和が実現できるような取組の推進や、幅広い年齢の子ども達が交流できるような居場所づくりに向けた取組を進めることで、子育て世帯が生活しやすい環境づくりを目指します。

基本目標3:地域の人が見え、支え合い、子育てしやすい地域づくり

- ・子ども同士や保護者同士の繋がりだけではなく、隣近所など地域の密接なつながりや、町内の育児経験豊富な人材や多彩な技術・特技等を持つ方々との交流を通じ、次の時代を担う子どもの成長や、子どもを育成する家庭を地域全体で支援できるような地域づくりを目指します。

5-3 施策

基本目標の実現に向け、以下の施策に沿って取組を進めます。

**基本目標1:子ども
のたくましく・健や
かな成長に向けた
支援づくり**

施策1:妊婦期からの切れ目のない親子の健康づくり

■妊婦期～乳幼児期の親子の健康の確保や親の育児不安の解消を図る為の取組を進めます。

【主な事業】

妊婦健診事業(妊婦判定にかかる産科受診費用助成、妊婦健康診査費助成等)/妊娠出産事業(妊婦訪問・相談、出産・子育て応援ギフト支給、両親学級、産婦人科オンライン相談等)/産後ケア事業(利用料助成等/乳児家庭全戸訪問事業、産婦・新生児訪問、子育てファイル「すくすくひまわり」配布等/養育支援訪問事業/療育施設通所にかかる利用料・交通費助成/こども医療費助成)

施策2:子育て相談や保育サービスの実施

■子育てに関する不安や悩みを抱える保護者の相談受け入れ環境の構築や、様々な家庭環境に配慮した保育サービスを提供します。

■各種子育て支援サービスや子育て支援センターの利用方法など、わかりやすく情報提供します。

【主な事業】

利用支援事業(子ども家庭センターの設置)/地域子育て支援拠点事業/一時預かり事業/子育て世帯訪問事業/実費徴収に係る補足給付を行う事業/小児科オンライン相談

施策3:子どもの生きる力を育む環境の実施

■子どものたくましく・健やかな成長に向け、幼児・小学校・中学校における教育環境の充実や子どもの学習支援、文化・自然体験の機会創出、スポーツ週間の育成を進めます。

■保育園と小学校の連携を図り、幼児期から児童期の学びの連続性を確保します。

■いじめ・非行の防止や不登校児を支える体制についても検討します。

■義務教育学校等複合施設の検討にあたっては、教育委員会と連携し、社会教育の場や、子どもの居場所づくりについて検討します。

【主な事業】

保育園・小学校・中学校での教育実施/義務教育学校等複合施設の整備/北竜町児童生徒各種検定料助成事業/中学生短期語学留学助成事業/公設学習塾(英語)/中学校部活動送迎支援事業/自然体験やスポーツに親しむ機会の提供/いじめ根絶集会の実施

**基本目標2:仕事と
家庭との両立や子
どもの居場所等の
環境づくり**

施策1:仕事と家庭の両立に向けた保育サービスの充実

■共働き家庭が望む生き方を実現できるよう、仕事と子育ての両立を推進する環境を整備します。仕事と生活の調和の実現に向け、労働者・事業主・地域社会の理解や合意形成を促進するために広報や啓発を行います。

【主な事業】

延長保育事業/子育て世帯町外通勤者助成事業/広報・啓発の取組/園と保護者の円滑な情報伝達・連絡手段の確保/安心安全な保育園に向けた体制づくり/放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

施策2:子どもの居場所づくりの充実

■子ども同士の交流が広がるよう、幅広い年齢の子ども達が集まれるような居場所づくりを整えます。

■学童保育の充実について検討します。

■義務教育学校等複合施設の検討にあたっては、教育委員会と連携し、社会教育の場や、子どもの居場所づくりについて検討します。(再掲)

【主な事業】

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(再掲)/義務教育学校等複合施設の整備(再掲)/重層的支援体制整備事業

**基本目標3:地域の
人の顔が見え、支え
合い、子育てしやす
い地域づくり**

施策1:子ども・保護者・地域住民が関われる場の充実

■隣近所のつながりを作ることと子どもの地域への愛着形成に向け、子ども・保護者と地域住民が関わる場を充実します。

【主な事業】

地域子育て支援拠点事業(再掲)/赤ちゃんふれあい事業/認知症サポート養成講座/既存施設を活用した地域住民との交流の機会の創出

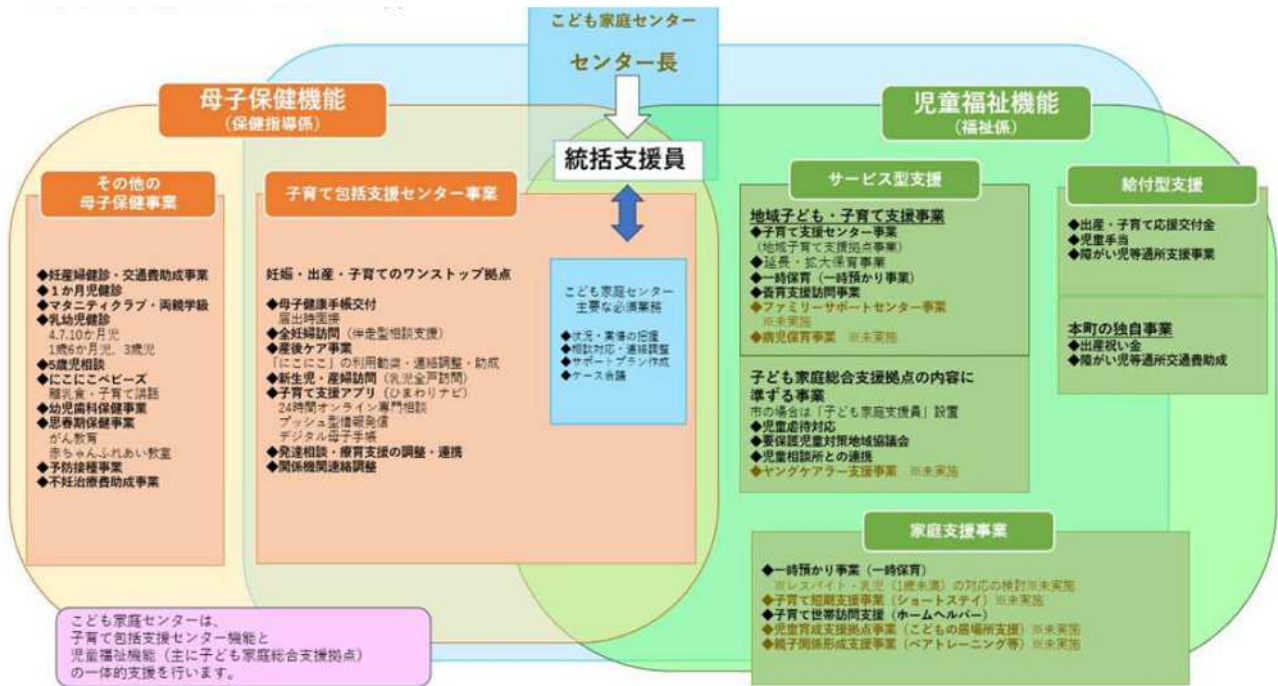
重点的に実施する施策

1. 「北竜町こども家庭センター」の設置

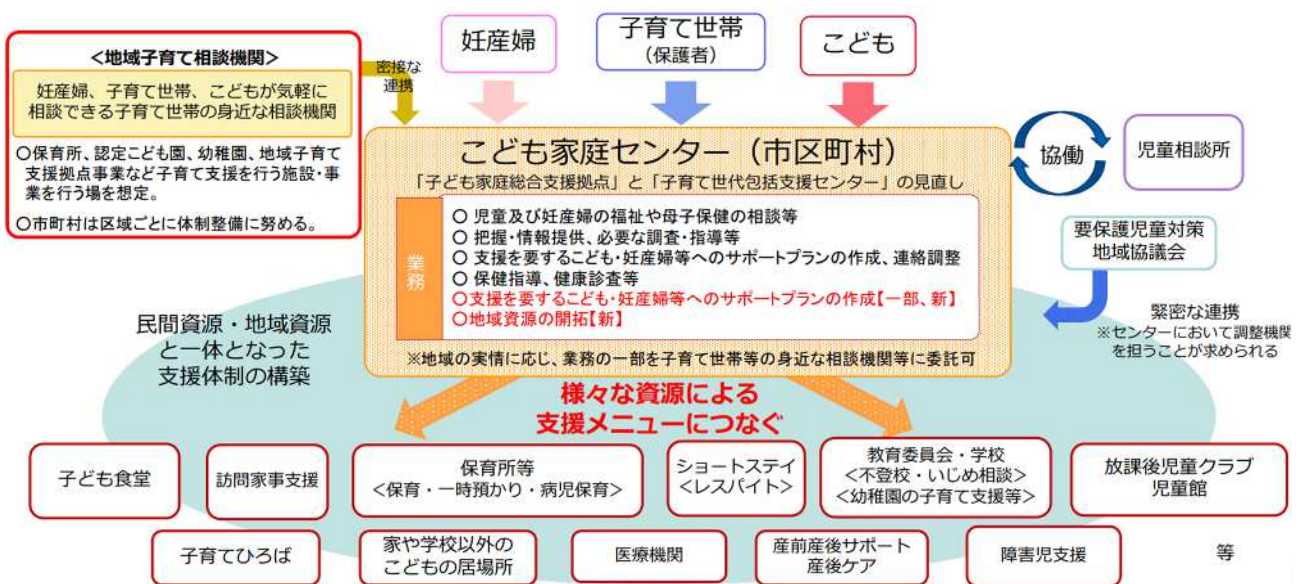
こども家庭センターは、すべてのこどもとその家庭、そして妊産婦に対して、児童福祉分野と母子保健分野が一体的に相談支援を行います。

これまで連携して、相談対応や支援を実施してきましたが、より一体的に関係機関との連携による実情把握や妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じるとともに、虐待の予防や対応など、こどもたちが健やかに育つための支援を切れ目なく実施できるよう体制を強化します。

北竜町こども家庭センター 体制イメージ



参考:子ども家庭庁「こども家庭センターについて」



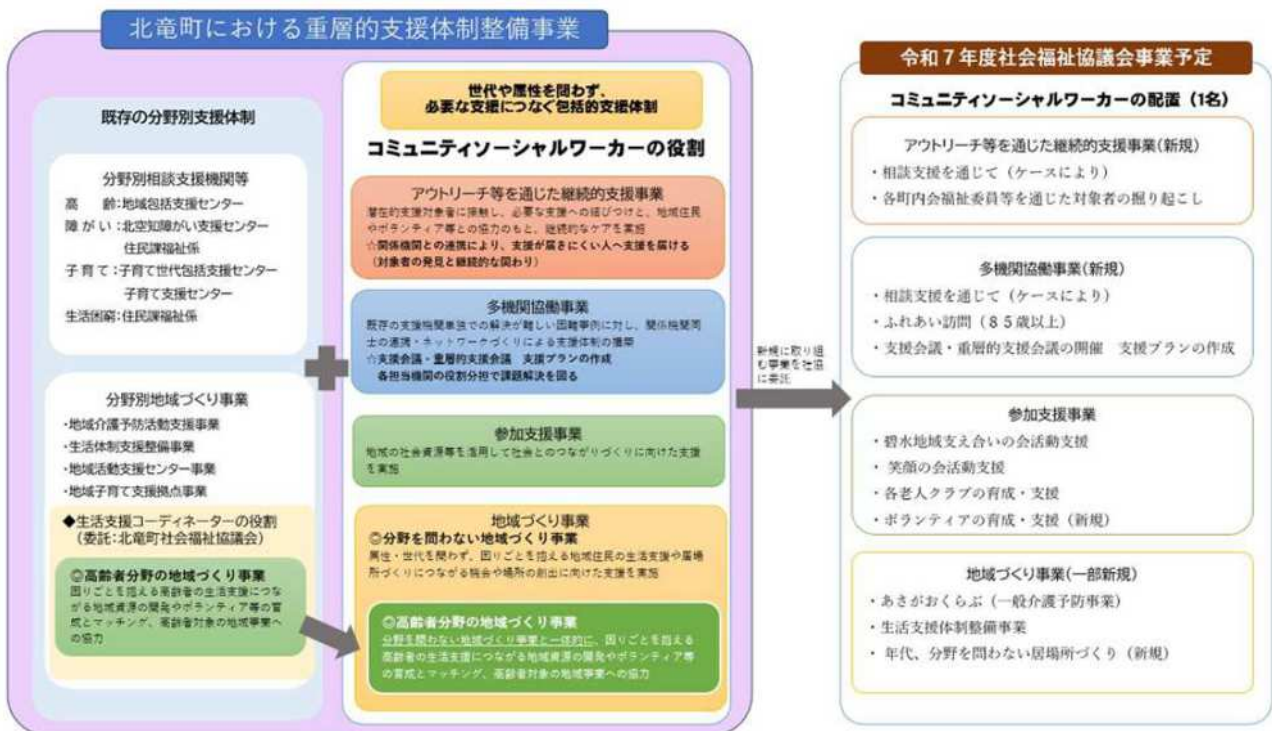
資料:子ども家庭庁「令和6年度保健師中央会議 行政説明 資料16 こども家庭センターについて」

2. 重層的支援体制整備事業の実施

少子高齢・人口減少社会が到来し、支え合い機能の脆弱化や、地域の担い手不足等が進む中、地域社会の基盤の再構築も視野に入れて、対象者の属性を問わない相談支援や多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が令和3年4月より始まりました。

この事業の目標は、複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備することであり、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」をめざすものです。

北竜町における重層的支援体制整備事業のイメージ



第6章 事業計画

6-1 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項」では、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件及び教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

本町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

【提供区域設定の主な理由】

- 保育所については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられ、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する保育所が一致しない場合が予想されます。
- 区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ、利用者・事業者・行政すべてに負担が発生します。

6-2 教育・保育施設の量と見込みの確保

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定(法第19条)を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

【認定の区分】

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

また、保育の必要性の認定に当たっては、(1)保育を必要とする事由(保護者の就労・疾病など)[※]、(2)保育の必要量(保育標準時間、保育短時間の3区分)、(3)「優先利用」への該当の有無(ひとり親家庭、生活保護世帯など)の3点が考慮されます。

※保育を必要とする事由

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVの恐れがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(1)教育・保育施設の充実(需要量及び確保の方策)

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

■令和7年度

単位(人)		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3~5歳		0歳	1~2歳	
量の見込み(A)		14	20	5	12	
確保提供数	幼稚園	0				
	認定こども園(幼稚園部分)	0				
	認定こども園(保育所部分)		0	0	0	
	保育所		0	0	0	
	地域型保育事業		0	0	0	
	へき地保育所		34	5	12	
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	
	確保提供数の合計(B)		34	5	12	
差異(B-A)			0	0	0	

■令和8年度

単位(人)		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3~5歳		0歳	1~2歳	
量の見込み(A)		12	16	5	10	
確保提供数	幼稚園	0				
	認定こども園(幼稚園部分)	0				
	認定こども園(保育所部分)		0	0	0	
	保育所		0	0	0	
	地域型保育事業		0	0	0	
	へき地保育所		28	5	10	
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	
	確保提供数の合計(B)		28	5	10	
差異(B-A)			0	0	0	

■令和 9 年度

単位(人)		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3~5歳		0歳	1~2歳	
量の見込み(A)		11	15	4	12	
確保提供数	幼稚園	0				
	認定こども園(幼稚園部分)	0				
	認定こども園(保育所部分)		0	0	0	0
	保育所		0	0	0	0
	地域型保育事業		0	0	0	0
	へき地保育所		26	4	12	
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	0
	確保提供数の合計(B)		26	4	12	
差異(B-A)			0	0	0	

■令和 10 年度

単位(人)		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3~5歳		0歳	1~2歳	
量の見込み(A)		7	11	5	11	
確保提供数	幼稚園	0				
	認定こども園(幼稚園部分)	0				
	認定こども園(保育所部分)		0	0	0	0
	保育所		0	0	0	0
	地域型保育事業		0	0	0	0
	へき地保育所		18	5	11	
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	0
	確保提供数の合計(B)		18	5	11	
差異(B-A)			0	0	0	

■令和 11 年度

単位(人)		1号認定	2号認定	3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要
			教育を希望	左記以外	
対象年齢		3～5歳		0歳	1～2歳
量の見込み(A)		7	9	4	11
確保提供数	幼稚園	0			
	認定こども園(幼稚園部分)	0			
	認定こども園(保育所部分)		0	0	0
	保育所		0	0	0
	地域型保育事業		0	0	0
	へき地保育所		16	4	11
	企業主導型(地域枠)		0	0	0
	確保提供数の合計(B)		16	4	11
差異(B-A)			0	0	0

【確保方策】

北竜町には、子ども・子育て支援法に基づく保育施設及び特定教育施設はなく、町立のへき地保育所による保育及び教育を実施しています。

へき地保育所とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地、離島等のへき地で児童の保育を行う施設として、へき地保育所設置要綱に基づき市町村が設置する施設で、北竜町には、町立のへき地保育所(やわら保育園)が1か所あります。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和7～11年度の計画期間において、ニーズ量と同程度の提供数を確保できていることから、確保提供数での対応が可能です。

子どもたちが元気よく通え、町民や保護者に信頼される保育園を目指して運営に取り組んでいきます。

(2)教育・保育の質の向上

保育士と小学校教員が連携し、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、保育所・小学校の連携を強化し、質の向上に努めます。

また、子どもの「行動の特徴」、「具体的な興味や関心」、「遊びの傾向」、「社会性の育ち」、「内面的な育ち」、「健康状態」、「発達援助の内容」等、子ども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。

(3)産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。

(4)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。

この給付の実施にあたっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

また、広報紙やホームページによる広報や案内パンフレット等の作成・配布により、制度や申請手続きについての周知に努めます。

6-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

(1)利用支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本町では、平成30年度に住民課に母子保健型を開設しています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

【確保方策の考え方】

今後、母子保健型から「こども家庭センター型」へ変更(令和7年度予定)し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、また子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。

(2)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。本町では「北竜町子育て支援センター」として、やわら保育園に併設し設置しています。

○第2期計画の実績

(単位:延人数/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	82	94	93	84	69

○第3期計画の目標事業量

(単位:延人数/年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	96	84	84	84	84
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

※量の見込みは、過去5年間の実績を踏まえて設定。

【確保方策の考え方】

引き続き、地域における子育て支援の充実に努め、地域の子育てグループ等を支援し、自主的な活動の拡充を図るとともに、関係機関を含めたネットワークづくりを推進します。

また、子育て支援センターの利用方法について、わかりやすい情報発信を行います。

(3)一時預かり事業

■未就学児

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった就学前児童について、主として、昼間において、保育所等で一時的に預かる事業です。

○第2期計画の実績

(単位:延人数/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	1,901	1,980	2,085	1,980	2,006

※注意:上記の実績は、家庭での保育が一時的に困難な児童の一時預かりだけではなく、農閑期に退園した園児の一時預かりも含まれている。

○第3期計画の目標事業量

(単位:延人数/年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(a)	1,668	1,394	1,330	1,009	912
確保提供数(b)	1,668	1,394	1,330	1,009	912
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差異(b-a)	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和7～11年度の計画期間において、ニーズ量と同程度の提供数を確保できていることから、確保提供数での対応が可能です。

保護者のニーズに応じた事業が実施できるよう体制確保に努めていきます。

(4)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保方策の考え方】

本事業は、現在本町では実施しておらず、今計画期間におけるニーズ量は見込みません。しかし、アンケートにてニーズがあったため、実施に向けての検討を行っていきます。

(5)子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業・ショートステイ事業)

様々な理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【確保方策の考え方】

本事業は、現在本町では実施しておらず、今計画期間におけるニーズ量は見込みませんが、児童養護施設と連携し、引き続き利用者のニーズに応じた提供体制の確保を行います。

(6)病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)

保護者が就労している場合等において、体調不良の児童を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育などを行う事業です。

【確保方策の考え方】

本事業は、現在本町では実施しておらず、今計画期間におけるニーズ量は見込みません。しかし、アンケートにて、ニーズがあることから、広域連携等、必要に応じた検討を行います。

(7)延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

○第2期計画の実績

(単位:人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	21	21	40	40	40

○第3期計画の目標事業量

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(a)	40 (28)	40 (24)	40 (24)	40 (20)	40 (17)
確保提供数(b)	40	40	40	40	40
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差異(b-a)	0	0	0	0	0

※()は、アンケート調査結果を踏まえた見込み

【確保方策の考え方】

実績を踏まえたニーズ量と確保提供数を比較すると、令和7～11年度の計画期間において、ニーズ量と同程度の提供数を確保できていることから、確保提供数での対応が可能です。

保護者のニーズに応じた事業が実施できるよう体制確保に努めていきます。

(8)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を行う事業です。

【確保方策の考え方】

本事業は、現在本町では実施していませんが、令和8年度までの実施に向け、やわら保育園と協議しながら事業内容を検討します。

(9)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等または特定子ども・子育て支援を受けた子どもの保護者が支払うべき費用の全部または一部を助成する事業です。

【確保方策の考え方】

幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年10月から事業を開始しており、今後も給付対象者を適切に把握し、必要な給付を行うことで、保護者の負担軽減を図ります。

(10)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

本町では、小学1～3年生対象に学童保育「元気っ子クラブ」を改善センターで実施しています。

○第2期計画の実績

(単位:人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	32	25	27	29	34

○第3期計画の目標事業量

(単位:実人数/年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1年生	9	14	6	14	8
2年生	10	9	14	6	14
3年生	13	10	9	14	6
量の見込み計(a)	32	33	29	34	28
確保提供数(b)	32	33	29	34	28
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差異(b-a)	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和7～11年度の計画期間において、ニーズ量と同程度の提供数を確保できていることから、確保提供数での対応が可能です。

アンケートにおいて、子どもの遊び場や居場所に関するニーズが求められています。令和13年供用予定の複合施設(令和11年:義務教育学校 開校予定)において子どもの居場所づくりを目指して計画が進んでいます。高学年以降の居場所づくりの検討も必要となっています。

(11)児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業のことであります。

【確保方策の考え方】

本事業は、現在本町では実施しておらず、今計画期間におけるニーズ量は見込みません。しかし、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

(12)親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る、健全な親子関係の形成を図る事業のことであります。

【確保方策の考え方】

本事業は、現在本町では実施しておらず、今計画期間におけるニーズ量は見込みません。しかし、今後のニーズや状況を勘案しながら、実施に向けて協議していきます。

(13)乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」、「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」、「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

○第2期計画の実績

(単位:人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	8	11	8	4	4

○第3期計画の目標事業量

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(a)	6	6	5	6	6
確保提供数(b)	6	6	5	6	6
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差異(b-a)	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

今後も継続して事業を展開し、乳児のいる全ての世帯を訪問し、子育て支援に関する情報提供や支援を要する家庭の把握を行います。

(14)養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

本町では、令和4年度から事業を実施しており、令和6年度から「家事育児支援」に関しては、「子育て世帯訪問支援事業」で実施しています。

○第2期計画の実績

(単位:人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	0	0	4	4	2
うち家事育児支援			2	1	-

○第3期計画の目標事業量

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(a)	2	2	2	2	2
確保提供数(b)	2	2	2	2	2
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差異(b-a)	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

今後も継続して事業を展開し、安心して子育てできる環境の充実を図ります。

(15)子育て世帯訪問事業

家事や育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭へ、ヘルパーが訪問し、家事・育児を支援する事業です。本町では令和6年度から実施しています。

○第2期計画の実績

(単位:人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	—	—	—	—	2

○第3期計画の目標事業量

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(a)	3	3	3	3	3
確保提供数(b)	3	3	3	3	3
差異(b-a)	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

今後も継続して事業を展開し、安心して子育てできる環境の充実を図ります。

(16)妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

○第2期計画の実績

(単位:人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	94	109	84	38	52

○第3期計画の目標事業量

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(a)	61	61	51	61	51
確保提供数(b)	61	61	51	61	51
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差異(b-a)	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

今後も継続して事業を展開し、妊婦の健康管理の充実・向上を図ります。

(17)妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行う事業です。

【確保方策の考え方】

本町では、令和 6 年度まで「出産・子育て支援事業」として実施してきました。今後も継続して実施し、相談支援を行います。

(18)産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

本町では通所型は、平成 29 年度～令和 4 年度まで産前・産後サポート事業として、深川市立病院の母乳外来・育児相談の利用助成を行ってきましたが、令和 5 年度からは産後ケア事業として実施しています。令和元年度からは訪問型を開始し、令和 6 年度からは、宿泊型も利用できる体制としました。

○第 2 期計画の実績

(単位:人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和 6 年度
実績	通所型	—	—	—	0	1
	訪問型	2	4	0	1	1

○第 3 期計画の目標事業量

(単位:人)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(a)	2	2	1	2	1
確保提供数(b)	2	2	1	2	1
差異(b-a)	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

出産後は体調や心理の変化があり、適切なケアが必要です。適切なケアを受けることで、体力の回復を促し、育児においても安心して取り組むことができます。また、産後の体調や心理の変化に対応することで、産後うつや育児ストレスの予防にもつながるため、今後も支援体制の充実を図っていきます。

(19)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策の考え方】

現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。

今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。

第7章 計画の推進体制

7-1 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1) 行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

なお、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、町民一人ひとりは地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

(3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

(4)企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

(5)各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

7-2 計画の推進に向けた3つの連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

(1)市町村内における関係者の連携

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設やその他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じて保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

(2)近隣市町村との連携

子ども・子育て支援の実施に関しては、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携して事業を実施するなどの広域的な取り組みを推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携を図っていきます。

(3)国・道との連携、関係部局間の連携

子ども・子育て支援制度では、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付及び幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に係るすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

7-3 計画の点検・評価

本町では、住民課が中心となって、進捗状況を把握・点検し、保護者が感じる「子育てのしやすさ」や「子育て支援の満足度」などの観点から、「北竜町子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。

また、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。